

2021年8月18日

関係者各位

京都市聴覚言語障害センター  
所長 岩城 宏允

### 新型コロナウイルス感染対策にかかる部屋の利用（休止）について

新型コロナウイルス感染症の対応に関する京都府基準が「まん延防止等重点措置」から「緊急事態宣言」に引き上げられます。全国的に感染拡大に歯止めがかからず、京都府内においても感染者が急増しており、特別な警戒を要する状態が続いています。

「緊急事態宣言」発令を受け、6月から再開していた当センターの部屋の貸し出しについて、下記の通り対策を行います。

関係団体の皆様には大変ご不便をおかけしますが、ご理解、ご支援賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 部屋の利用休止期間について

- ・ 2021年8月20日（金）～2021年9月12日（日）  
※「緊急事態宣言」発令期間
- ・ 上記期間内に既に予約されている部屋もご使用いただけません。

#### 2. 部屋の貸し出し新規予約について

- ・ 継続します。

#### 3. 部屋の利用再開について

- ・ 2021年9月13日（月）より再開（予定）
- ・ 但し、「緊急事態宣言」発令期間延長時は、利用休止を継続します。
- ・ センター利用者（職員含む）で感染や感染の疑いが生じた場合、急遽利用を休止する場合があります。

以上